

(第34号議案)

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例について

1 改正理由

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ児童発達支援センターの従業者の配置基準について規定を整備する。

2 改正の内容

栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、本件条例の要件として「栄養士」の配置を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるものとする。

3 新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 指定福祉型障害児入所施設	第2章 指定福祉型障害児入所施設
第1節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)	第1節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)
第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。	第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 栄養士又は管理栄養士	(4) 栄養士

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

第2節・第3節 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

第2節・第3節 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)